

対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で表1に定める規模以上の建設工事（建設業法第2条第1項別表で規定する建設工事）を対象とします。

（表1）

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

特定建設資材とは、建設資材のうち以下のものです。（令第1条）

- 1) コンクリート
- 2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
- 3) 木材
- 4) アスファルト・コンクリート